

香川高教組のとりくみで、近年、獲得した貴重な成果

- (1) 2020年度の給料表引上げ改定（6年連続引上げ）、ボーナス支給月数増、差額支給
- (2) 退職手当の引下げ（調整率を国家公務員同様87/100→83.7/100）1年先送り（2018年度）
- (3) 地域手当の全県一律支給（2014年度～）と支給率引上げ[2014年度1%、2015年度2.2%、2016年度2.6%、2017年度2.9%支給、2018年度3.2%支給]
- (4) 通勤手当のカット終了（2012年1月～）、県独自給与カットなし（2014年度～）
- (5) 通勤手当の特別料金（特急料金及び高速道路料金）を「通勤が特に困難」な職員に限り、全額支給（支給限度額20,000円→40,000円/月）（2019年度～）
- (6) 現業職員の現給保障引き下げ幅の大幅縮減（毎年、切替差額の10%ずつ引下げ（2010年度～）→同2.5%ずつ（2013年度～）→引下げストップ（2017年度～））
- (7) 現業職員（定年後嘱託職員）の更新時上限年齢引上げ64歳→65歳（2019年度～）
- (8) 常勤講師（臨時的任用職員と育休任期付職員）の給与等の見直し。上限号給を増額。264,700円→297,900円。ボランティア休暇（年5日）、不妊治療休暇（年6日）等拡大。年度末空白日の廃止等。臨時的任用職員の公立学校共済組合加入実現。（2020年度～）
- (9) 30時間講師の報酬月額を増額。202,200円→203,900円（2019年度～）。同通勤加算で15km以上区分を新設し、全体を増額。月4,100～6,500円→4,200～12,900円（2015年度～）
- (10) 時間講師の時給を増額。2,710円→2,740円（2019年度～）。同通勤加算で15km以上区分を新設し、全体を増額。日200～310円→200～610円（2015年度～）
- (11) 司書助手の報酬で通勤距離15km以上区分を新設し、全体を増額。日6,040～8,150円→6,090～8,220円（2019年度～）
- (12) 22条講師などの社会保険への加入制度が改善（2014年3月～）
- (13) 育児休業手当金の支給期間延長[子が1歳になる前日まで→保育園に預けられない等の場合2歳まで]（2017年10月～）
- (14) 妊娠代替（妊娠した職員の勤務を緩和するために非常勤職員を配置）の対象職員が、農業、看護、特別支援学校の自立活動に加えて、家庭科を担当する教諭にも拡大（2016年度～）。
- (15) 不妊治療休暇（特休）の新設（1年につき6日、男女とも対象）（2020年1月～）。
- (16) 介護休暇の分割取得が可能に（3回まで6月）、介護時間の新設（1日につき2時間以下）、育児休業の対象範囲拡大（養育里親に委託されている児童も対象に）（2017年1月～）。
- (17) 部活動指導手当引き上げ。4時間程度3,000円→4時間以上3,600円（2018年1月～）、3時間以上4時間未満の枠を新設2,700円（2019年1月～）
- (18) 対外運動競技等引率手当引上げ。4,250円→5,100円（2018年1月～）
- (19) 修学旅行等引率手当引上げ4,250円→5,100円、香川丸実習…5,000円→6,000円（2018年1月～）
- (20) 宿日直手当引上げ。+200円（2019年度～）
- (21) 非常時緊急業務手当引上げ。非常災害時生徒保護…6,400円→8,000円、同激甚時…12,800円→16,000円、負傷生徒救急…6,000円→7,500円、緊急補導<半日程度>…3,000円→3,750円、同<1日程度>…6,000円→7,500円（2015年度～）
- (22) 人間ドックの定員を高水準[5,600人]で維持（実施病院も拡充）（2011年度～）
- (23) 健康診断で肺X線検査内容拡充（2012年度～）
- (24) 県教委が時間外勤務記録簿による時間外勤務実態の分析へ（2012年度）、「教職員の働き方改革プラン」策定（2018年3月）、時間外勤務記録簿様式の改善（2020年度～）
- (25) 教員採用数の水準維持[県立高校・特別支援学校教諭…65名（2015年度）、60名（2016年度）、58名（2017年度）、54名（2018年度）、54名（2019年度）]
- (26) 採用試験で合格者に欠員が出た場合には、追加合格者を発表（2011年度～）
- (27) 実習教諭の新規採用試験の継続実施
- (28) 寄宿舎指導員の新規採用試験の継続実施（2012年度～）
- (29) 教員採用試験の特別選考の改善[①県内で常勤講師・30時間講師・養護助教諭及び学校栄養職員としての勤務経験が直近の4年余の間に通算24か月以上ある者、②過去又は現在、県内外で教諭、養護教諭、又は栄養教諭の職にある（あった）者、③現在、県内で実習教諭又は寄宿舎指導員として5年以上勤務している者（臨時又は非常勤除く）に、教員採用試験一次試験の総合教養を免除]
- (30) 2016年度末までに県立高校耐震化率100%、2015年度末までに特別支援学校耐震化率100%